

医療費受給資格者証の更新のお願い

重度心身障害児者医療
 問 福祉課 福祉係 ⑪番窓口
 TEL **64-1120**

老人医療
 問 健康推進課 国保年金係 ⑦番窓口
 TEL **65-3008**

乳幼児・子ども医療
 問 健康推進課 保健子ども係 ⑨番窓口
 TEL **65-3008**

種類	受給資格	更新手続き
重度心身障害児者医療	下記要件に該当する方	必要無し 7月中旬に新しい受給者証を郵送
老人医療	下記要件に該当する方	必要書類を提出(締め切り7月26日(金))
乳幼児・子ども医療	令和5年の所得が制限内の方	必要書類を提出

□重度心身障害児者医療とは

心身に重度の障がいのある方が安心して暮らせるように医療費の一部を町が助成する制度です。

〈対象者〉

湯浅町に住民票があり、満65歳までに下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②身体障害者手帳3級所持者で町民税非課税世帯の方(入院時のみ助成)
- ③療育手帳A1またはA2の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤特別児童扶養手当1級の方

※一定以上の所得がある方は、対象外となります。

新たに対象要件を満たす方は、担当窓口まで申請をお願いします。

申請に必要なもの

- ・各種手帳または手当証明書
- ・健康保険証

□老人医療制度とは

67歳の誕生日から70歳の誕生日の属する月まで医療費の本人負担割合が3割から2割になる制度です。

受給するには下記の①～⑦のすべての条件を満たす必要があります。

- ①本人を含む家族全員の町民税が非課税であること(住民税非課税世帯)
 ※同じ世帯に所得の申告をされていない方がいる場合、課税世帯となり対象外となります
- ②本人を含む家族全員の令和5年の収入合計が次の基準以下であること
1人世帯…100万円 2人世帯…140万円
3人世帯…180万円
 ※遺族年金や遺族恩給、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、福祉給付金などあらゆる収入を含みます
- ③本人の預貯金・国債・株式などの有価証券の合計が350万円以下であり、そのほかの家族の金融資産の合計が350万円×世帯人数以下であること
- ④本人を含む家族全員が、現在住んでいる土地・家屋を除き活用できる不動産等の資産を有していないこと
- ⑤本人以外の世帯員に確定申告や年末調整などの際に扶養親族とされていないこと
 例：子どもの社会保険の扶養になっている
- ⑥本人が後期高齢者医療の被保険者でないこと
- ⑦本人が生活保護法の受給者でないこと

申請に必要なもの

- ・現在お持ちの老人医療受給者証
- ・世帯全員の通帳または金融機関発行の残高証明書